

Podcast を活用した県政情報の発信業務 委託仕様書

1 委託業務名

Podcast を活用した県政情報の発信業務

2 業務目的

近年、タイムパフォーマンスを重視した広報の風潮はあるが、本県が実施する施策を理解するには時間に縛られない広報が必要と考えている。本県の取り組みや魅力を SNS に連動させながら発信し、そこから興味・関心をいただいた層は音声メディア(Podcast)へと流入し、聞き込みたくなるような多種多様なコンテンツを充実させ、シビックプライドの情勢へとつなげる。

3 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

4 事業費

15,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

若者・Z世代をはじめとした多くの者に主要施策や地域資源などを伝えることを目的として、以下に掲げる事項を実施（実施に必要な什器等の準備を含む。）すること。

なお、以下の(1)及び(2)の実施にあたっては、県の取り組みを支える職員や地域で活躍する県民などの当事者の視点を踏まえた内容を想定しているが、他に効果的な提案があれば具体的な内容について提案すること。

(1) Podcastによる番組制作及び配信

- ア 番組の企画及び提案
- イ 番組出演者との調整（出演交渉を含む。）
- ウ 番組の収録及び編集
- エ 番組の配信
- オ その他、実施に必要な事項

(2) YouTubeなどの動画共有サービスによる番組制作及び配信

- ア 番組の企画及び提案
- イ 番組出演者との調整（出演交渉を含む。）
- ウ 番組の収録及び編集
- エ 番組の配信
- オ その他、実施に必要な事項

※番組の内容は、(1)により制作した番組の内容を視覚的に伝えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)により配信した番組のハブとなるホームページの作成
 - ア 上記(1)及び(2)のリンクを掲載し、概要が把握できるホームページの作成
 - イ 次回以降の配信に向けた告知
- (4) (1)及び(2)により配信する番組の広報周知
 - ア XやInstagramなどのSNSやインターネット広告などによる番組広報
 - イ その他、視聴者数を最大化させるための広報活動
- (5) (1)及び(2)により配信した番組の視聴状況データ等の報告及び分析・改善点の提示
 - ア 視聴者数、再生回数、再生時間、再生完了率、新規フォロワー数など、データの収集及び報告
 - イ 上記アを踏まえた、次回以降の配信に向けた改善点の提示

6 業務の実施回数等

5の(1)及び(2)の番組は、それぞれ年間12回程度配信することとする。ただし、やむを得ない理由により配信が困難な場合は別途協議する。

なお、1回あたりの配信時間は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 5の(1)に掲げる事項：概ね10～15分程度
- (2) 5の(2)に掲げる事項：概ね1分以内

7 ウェブサイトの整備等

- (1) ウェブサイトの管理運営及び保守業務を実施すること
- (2) 利用者が目的とする情報については、Yahoo!やGoogleなどの一般的な検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう配慮すること
- (3) W3Cの基準に沿って、Webユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮されたページを作成すること
- (4) ユーザー解析のためにアクセスログを取得すること
- (5) アクセスの急激な上昇にも耐えられるサーバ構成とすること
- (6) 情報セキュリティの確保をすること。詳細は下記ア～キのとおり
 - ア 本ウェブサイトは、情報の改ざんや盗聴等システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピュータウィルス等のセキュリティ対策が講じられた万全を期したものにし、本ウェブサイト起因してサーバの不具合等が生じた場合は必要な対策を講じること。
 - イ 情報の改ざん、盗聴等システムへの不正アクセスが疑われる場合は、広報広聴課及びシステム主管課の指示に従い、サブディレクトリ下のデータ保全、アクセスログの分析等による原因究明を行うとともに、本ウェブサイトを整備する範囲内で必要な対策を講じること。
 - ウ コンテンツを更新する際には、特定のIPアドレスのみ更新できるシステムとすること。

エ 本ウェブサイトのサーバで使用するOS、ミドルウェアやアプリケーション等において深刻な脆弱性が判明した場合は、速やかにセキュリティパッチ適用等の対策を講じられるよう、サーバ管理者及び広報広聴課と調整すること。その際、本ウェブサイトのために専ら導入したコンテンツやソフト等に修正・変更等が伴う場合は、受託者の負担で実施すること。

また、サポートが終了したソフトは使用せず、サポートが終了するソフトは受託者の負担でソフトのバージョンアップを行うこと。

オ 個人情報を取り扱う場合は、収集データはwebサーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。

カ 本ウェブサイトのコンテンツを制作・アップロードするパソコンは、OSやブラウザ等のセキュリティパッチの適用状況、ウィルス対策ソフトの定義パターンを常に最新状態にするなど、万全の対策を施すこと。

キ その他、受託者は「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守すること。また、受託者が指針に違反し本県に損害を与えたときは損害の賠償を請求することができる。

8 成果物の提出

- (1) 配信終了後1週間以内に、制作番組の音声・映像データを納品すること。（音声データは10MB以下のMP3ファイルによる）
- (2) 配信毎に、5(4)による次回以降の配信に向けた改善点の提案に係る報告書を作成し、提出すること。

9 著作権等

- (1) 本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

10 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。
- (2) 検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、受託者が更新作業を行うこと。

11 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。兵庫県と受託者との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、広報広聴課と協議し、その指

示に従うこと。

- (2) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について当課と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで提出すること。
- (3) 本仕様書に記載している要求事項は必要要件であるが、当該要求事項と同等の機能・役務を満たすような提案で、兵庫県にとってさらに有利なものと判断した場合には提案内容を採用することがある。
- (4) この事業に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- (4) 受託者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を当課に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。
- (6) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (7) 受託者は、配信した内容、データを他の目的に使用してはならない。
- (8) 機密の保持について、受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (9) 個人情報の保護について、受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 再委託について、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。
- (11) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (12) 令和8年度に兵庫県が同事業を実施する場合、兵庫県及び令和8年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。